

福岡県読書バリアフリー推進計画  
(案)

令和5年6月

福岡県教育委員会

# 目次

## 第1章 はじめに

1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の対象	2
4 計画期間	2
5 推進に向けて	2

## 第2章 福岡県における現状と課題

1 視覚障がいのある人等の読書環境の現状	
(1) 公立図書館等における物的・人的環境の現状	3
(2) 福岡県内の対象者数と利用の状況	3
(3) 視覚障がいのある人等が利用可能な読書手段	4
(4) 福岡県におけるこれまでの取組	4
2 視覚障がいのある人等の読書環境の課題	6

## 第3章 基本方針及び施策の方向性

1 基本方針	7
2 施策の方向性と取組内容	
<柱1>アクセシブルな書籍等の充実	8
<柱2>公立図書館等の人材育成・体制整備	9
<柱3>利用しやすい施設・設備（機器）、サービスの充実	10
<柱4>図書館サービスに係る情報発信	11

### 「障がい」の表記について

福岡県では、法令や固有名称等を除き、「障害」は「障がい」と一部ひらがな表記し、また、「障害者」は「障がいのある人（方）」と表記することとしています。本計画においても、法令等で用いられている場合を除き、「障がい」「障がいのある人」と表記します。

# 第1章 はじめに

## 1 策定の趣旨

令和元年6月21日、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）が成立し、同年6月28日に公布・施行されました。

本法は、視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障がいの有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

読書バリアフリー法第5条には、「地方公共団体は、第3条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されています。また、同第8条第1項においては、「地方公共団体は、（国の）基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」として、地方公共団体における計画の策定を求めています。

読書は、乳幼児・青少年期、成人期、高齢期の一生涯にわたって、個人の学びや成長を支えるものであり、教養や娯楽を得る手段のみならず、教育や就労を支える重要な活動です。

本県においても、視覚障がいのある人等の読書環境の整備を通じて、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、「福岡県読書バリアフリー推進計画」を策定しました。

## 2 計画の位置付け

本計画は、読書バリアフリー法第8条第1項の規定に基づき、本県における「視覚障害者等の読書環境の整備に関する計画」として策定するものです。

「福岡県子ども読書推進計画」、「福岡県障がい者長期計画」及び「福岡県障がい者福祉計画」、「福岡県障がい児福祉計画」など、関連する計画等との基本理念や方針と連携、整合を図ります。

### 3 計画の対象

本計画は、読書バリアフリー法第2条第1項の定義を踏まえ、視覚障がいのある人、読字に困難がある発達障がいのある人、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障がいのある人を対象としています。

なお、読書環境の整備に当たっては、聴覚障がいのある人、知的障がいのある人、高齢者、外国人等、様々な状況により読書や図書館の利用に困難を伴う人へも配慮します。

### 4 計画期間

計画期間は、令和5年度からのおおむね5年間とします。

### 5 推進に向けて

本計画の推進に当たっては、県、市町村、関係機関・団体等とが連携・協力を密にしながら取り組みます。また、県内市町村における施策の推進を支援し、県域全体の読書環境の整備を図ります。さらに、社会情勢の変化、対象とする人のニーズや要望に対応するため、定期的に進捗状況を把握・評価します。

## 第2章 福岡県における現状と課題

### 1 視覚障がいのある人等の読書環境の現状

#### (1) 公立図書館等における物的・人的環境の現状

福岡県公共図書館等協議会<sup>※1</sup>が発行している「福岡県公共図書館等概況（令和4年度）」によると、障がい者サービスを実施している館は、81館（70%）であり、専任で担当職員を配置している館は3館（3%）、兼任で担当職員を配置している館は54館（47%）です。また、対面朗読<sup>※2</sup>を実施している館は22館（19%）あり、音訳や点訳等の資料を製作するボランティアが所属している館は11館（9%）となっています。

資料・設備面では、拡大図書（大活字本）<sup>※3</sup>を保有している館は104館（90%）、点字図書<sup>※4</sup>は64館（55%）、マルチメディアデイジー<sup>※5</sup>は12館（10%）、拡大読書機<sup>※6</sup>を設置している館は44館（38%）となっており、物的・人的環境が充実しているとは言えない状況です。

#### (2) 福岡県内の対象者数と利用の状況

本県における「身体障害者手帳」所持者のうち、障がい種別が「視覚」である方の数は、13,672人、「肢体不自由」の人数は、103,490人となっています（令和3年度「福祉行政報告例」（厚生労働省））。この数に、その他の障がいのために視覚による表現の認識に困難を抱える人の数を含めると更に多数に上ることが考えられます。

一方で、福岡県立図書館（以下「県立図書館」という。）における録音図書サービスの利用登録者は320人であり、関連施設である点字図書館<sup>※7</sup>の利用登録者の総数は、2,672人となっています（令和5年度福岡県点字および録音図書連絡協議会<sup>※8</sup>総会資料）。

これらの人数を見ると、読書に困難を抱えていると想定される人数に比べ、利用が全体のごく一部にとどまっているのが現状です。その理由として、サービスの存在が対象者やその家族、医療福祉関係者等に十分認知されていないことや対象者にとって利用しやすいサービスを提供できていないことが考えられます。

---

※1 福岡県公共図書館等協議会／公民館図書室等を含む県内116の公共図書館が加盟する団体。

※2 対面朗読（リーディング）／視覚による読書に困難を感じている人を対象として、本や雑誌等を代読すること。

※3 拡大図書／弱視の人などが読みやすいよう、通常の書籍より文字や図を拡大して製作された図書。

※4 点字図書／6つの点を組み合わせて、文字や記号、数字、アルファベットを表す点字で記された図書のこと。

※5 マルチメディアデイジー／本文のテキストに音声データと見出し等の文書構造や画像を付加したもの。章や節、任意のページに飛ぶことができる機能を付加しているほか、音声を同期させることで、読み誤りなく再生できる。

※6 拡大読書器／カメラで撮影した文字や画像を拡大して表示することにより、読み書きを支援する機器。

※7 点字図書館／点字、録音、デイジー図書等の製作・貸出やレファレンスサービス、デイジー図書再生機の貸出等、目の見えにくい、見えにくい人などへの情報提供サービスを行っている施設。福岡県においては、社会福祉法人福岡県盲人協会が運営している福岡点字図書館、公立の北九州市立点字図書館及び福岡市立点字図書館がある。

※8 福岡県点字および録音図書連絡協議会／県内で点字及び録音図書のほか視覚に障がいのある人等が利用しやすい書籍・電子書籍の提供を行っている施設と学校が会員となり、会員相互の連携を密にして、視覚に障がいのある人等の読書普及に資することを目的に活動している。昭和56年に発足し、会員の情報交換、資料の相互利用、研修会の開催等を行っている。

### (3) 視覚障がいのある人等が利用可能な読書手段

現在、視覚障がいのある人等が読書を行う主な方法として、次のようなものがあります。

- 点字図書や拡大図書、触る絵本<sup>※9</sup>、LLブック<sup>※10</sup>等の利用
- 録音図書<sup>※11</sup>や音声デイジー<sup>※12</sup>、テキストデイジー<sup>※13</sup>、マルチメディアデイジーなどのデイジー図書<sup>※14</sup>の利用
- 家族や支援者等による読み上げ、公立図書館や点字図書館で行われている対面朗読（リーディング）サービスの利用
- 拡大読書器の利用、OCR（光学文字認識）処理によりテキストデータ<sup>※15</sup>化した書籍や電子書籍<sup>※16</sup>の読み上げ

### (4) 福岡県におけるこれまでの取組

本県では、県立図書館等において、次のような取組を行っています。

- 県立図書館では、拡大図書や録音図書、音声読み上げ機能付電子書籍、オーディオブック<sup>※17</sup>等、アクセシブルな書籍等の収集と提供をはじめ、布の絵本制作ボランティア「ゆずりはの会」により製作された布の絵本の受入と所蔵、「福岡県立図書館音訳の会」により製作された録音図書の受入と所蔵、国会図書館へのデータ提供など、アクセシブルな書籍<sup>※18</sup>等の充実を行っています。

---

※9 触る絵本／さまざまな材料を用いて盛り上がった形の挿絵を作り、それを貼り付けるなどして、指で触って絵が分かるようにした絵本。

※10 LLブック／「LL」とは、スウェーデン語の「Lättläst（分かりやすく読みやすい）」の略で、「LLブック」は、読むことに困難を感じている人に合うよう、分かりやすく読みやすい形で書かれた本のこと。

※11 録音図書／耳で聴いて読書できるよう、墨字（活字）の文章を声に出して読み、その音声を収録したもの。再生機を使用する。

※12 音声デイジー／音声データに章や節、任意のページに飛ぶことができる機能を付加し、デイジー再生機等で読み上げさせて聴くことができるもの。

※13 テキストデイジー／本文のテキストに見出し等の文書構造や画像を付加したもの。テキストデータに章や節、任意のページに飛ぶことができる機能を付加し、デイジー再生機等の音声合成機能で読み上げさせて聴くことができる。

※14 デイジー図書／「デイジー」とは、「Digital Accessible Information System」の略で、「利用しやすい情報システム」のこと。デイジー図書の特徴は、目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができる、最新の圧縮技術で一枚のCDに50時間以上も収録が可能である、音声にテキストや画像を同期させることができる等がある。

※15 テキストデータ／文字コードだけで構成された文字列や文書のデータ。ワープロデータのように書体や行間などの情報を含まないもの。

※16 電子書籍／電磁的に記録され、電子端末機器を用いて読めるようにした書籍。動画や音声再生可能なものもある。電子書籍には、あらかじめ固定されたレイアウトで表示される「固定レイアウト型」と端末の画面に合わせて自動表示され、文字の大きさも変更できる「リフロー型」がある。

※17 オーディオブック／書籍等の文章を読み上げ又は口演し、必要に応じて効果音及びBGM等を付与することにより、利用者が耳で聴くことを通じて情報を得られる形式の電子音声コンテンツ。文字を目で読んで情報を得られる電子書籍とは異なり、オーディオブックは利用者の視界を占有しないこと及び発音、抑揚等の発声技術を駆使した表現が可能となること等の特徴がある。

※18 アクセシブルな書籍／「アクセシブル」とは、利用しやすいさまをいい、「アクセシブルな書籍」は、読書バリアフリー法第2条第2項で規定される「視覚障害者等が利用しやすい書籍」のこと。点字図書、拡大図書、録音図書、触る絵本、LLブック、布の絵本<sup>※37</sup>等、視覚障がいのある人等が、その内容を容易に認識することができる書籍。

施設・設備の面では、点字ブロックや拡大読書器等の設置及び録音図書再生機や各種読書補助用具の館内貸出、また、アクセシブルな書籍等の閲覧コーナーの設置を行っています。さらに、未所蔵の録音図書の他館からの取寄せ及び利用者への貸出や特別支援学校等学校貸出図書セット事業（点字や大活字の児童書をまとめて貸出）もを行っています。

人材育成の面では、音訳等ボランティア研修会、視覚障がいのある人へのサービスに関する講演会を行うほか、県内各地で実務研修（福岡県点字および録音図書連絡協議会と共催）、バリアフリー図書読書体験会（福岡点字図書館等と共催）を実施しています。

サービスの向上に向けては、県内公立図書館における障がい者サービスの状況を調査（福岡県公共図書館等協議会調査「福岡県公共図書館等概況」において公開）し、情報を収集するとともに、サピエ<sup>※19</sup>等を通じた他館への録音図書の貸出や福岡県点字および録音図書連絡協議会による県内公立図書館、点字図書館、視覚特別支援学校等との連携を図っています。

- 本県では、福岡点字図書館に対して、運営費や機器購入費の補助を行い、視覚障がいのある人等への点字図書や録音図書による情報提供と福祉・文化活動の援助・推進ができるよう支援しています。
- 福岡点字図書館では、点字図書・録音図書の製作・貸出のほか、読書支援機器の案内や貸出等のサービスを行うとともに、サピエ図書館の活用や公立図書館と相互貸出を行うことにより、利用できる書籍の拡大等、利用者の利便性向上を図っています。また、人材育成の面では、点訳・音訳ボランティア養成講座を開催しています。
- 県立学校に関しては、「学校図書館教育推進リーダー研修会」を実施し、司書教諭や学校図書館教育を推進する教員の資質向上に努め、学校図書館の活性化を図っています。

---

※19 サピエ・サピエ図書館／視覚障がいのある人及び視覚による表現の認識に障がいのある人に対して点字データ、デージーデータ等を提供するネットワーク。社会福祉法人日本点字図書館がシステムを管理し、特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。



福岡県ホームページ「サピエ図書館の御案内」  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sapie.html>



福岡県立図書館ホームページ「福岡県公共図書館等協議会」  
[https://www2.lib.pref.fukuoka.jp/?page\\_id=56#kenkoutokyou](https://www2.lib.pref.fukuoka.jp/?page_id=56#kenkoutokyou)



福岡点字図書館ホームページ  
<https://www.normanet.ne.jp/~fukuten/>



福岡県立図書館ホームページ「バリアフリーサービス」  
[https://www2.lib.pref.fukuoka.jp/index.php?page\\_id=979](https://www2.lib.pref.fukuoka.jp/index.php?page_id=979)

## 2 視覚障がいのある人等の読書環境の課題

本計画策定に際し、視覚障がいのある人等その他の関係者より聴取した意見等から、以下の検討すべき課題が挙げられます。

- 視覚障がいのある人等が利用しやすい書籍等の充実  
これまでもアクセシブルな書籍の製作及びサービスの向上に努めていますが、今後、更に利用を促進し、利用者のニーズに対応していく上では、その数が不足しています。引き続き、県立図書館等において、アクセシブルな書籍等の充実に努めていく必要があります。
- アクセシブルな書籍等の製作に係る人材の養成、確保  
アクセシブルな書籍等の製作には、高度なスキルを要することや製作に携わる方々の高齢化等により、人材の確保が難しくなっており、今後も、アクセシブルな書籍等の量的拡充、質の向上を図っていくためには、引き続き人材の養成等の取組が必要です。
- 視覚障がいのある人等が利用しやすい読書環境の整備や読書活動の支援等  
視覚障がいのある人等が、アクセシブルな書籍等を利用するためには、読書支援機器<sup>※20</sup>や ICT 機器等を使用する必要があるため、それらの扱いに不慣れな人に向けて、機器等の体験機会を提供する等の支援が必要です。  
また、県内の公立図書館等において、視覚障がいのある人等の読書活動をサポートする人材等の養成に努めていくとともに、読み聞かせ等、障がいの特性やニーズに合った読書に親しむための機会の提供が必要です。
- 普及啓発の促進  
県内の公立図書館等では、録音図書等のサービスを利用している視覚障がいのある人等が少ない状況があります。また、これらのサービスやサピエ図書館等の利用促進のためには、視覚障がいのある人等やその家族、支援者等へ向けた更なる周知が必要です。加えて、障がいの有無にかかわらず、全ての県民が読書に親しむことができる共生社会の実現に向けては、県民に対する普及啓発も必要です。

---

※20 読書支援機器／拡大読書器や読み上げ読書器、携帯拡大読書器など、視覚障がい者及び視覚による表現の認識に障がいのある人の読書を支援する機器、用具。

## 第3章 基本方針及び施策の方向性

### 1 基本方針

障がいの有無にかかわらず、全ての県民が読書活動を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会を実現するには、アクセシブルな書籍等の収集・製作及びネットワークを活用した利便性の向上を図るとともに、利用者ニーズに沿って提供したり、点訳者や音訳者を養成したりするなど、資料の充実と人材の育成を行っていくことが重要です。

また、施設のバリアフリー化や読書支援機器の整備、インターネットを利用した貸出申込の手続きの利便性向上等、利用しやすい施設・設備、サービスの充実を図るとともに、障がいの有無にかかわらず楽しめるイベントの実施やアクセシブルな書籍等について内容や利用方法を周知する広報、潜在的利用ニーズを掘り起こしていくことも重要です。

そこで、4つの取組の柱を定め、視覚障がいのある人等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進します。

<柱1> アクセシブルな書籍等の充実

(読書バリアフリー法第9、10条関係)

<柱2> 公立図書館等の人材育成・体制整備

(読書バリアフリー法第9、10、11、15、17条関係)

<柱3> 利用しやすい施設・設備(機器)、サービスの充実

(読書バリアフリー法第9、14、15条関係)

<柱4> 図書館サービスに係る情報発信

(読書バリアフリー法第9、10条関係)

## 2 施策の方向性と取組内容

### <柱1>アクセシブルな書籍等の充実

#### 【基本的な考え方】

利用者の多様なニーズに応えるアクセシブルな書籍等の収集及び製作を引き続き行うとともに、その製作された書籍等を国立国会図書館やサピエ図書館と共有するなど、アクセシブルな書籍等の充実に取り組みます。

#### (取組内容)

- 公立図書館、点字図書館における録音図書（デイジー）、大活字本、点字図書、LLブック、マルチメディアデイジー等の収集や製作を推進します。
- 県立図書館において、オーディオブック等の電子書籍の充実に努めます。
- 公立図書館、点字図書館で製作したデイジー、テキストデイジー、点訳データ等について、国立国会図書館やサピエ図書館へ継続的に提供し、インターネットを通じた全国的な読書バリアフリーの取組に寄与します。
- 公立図書館、学校図書館、点字図書館、国立国会図書館及びサピエ図書館と連携し、相互貸借によるアクセシブルな書籍等の提供を継続します。
- 福岡点字図書館に対し、アクセシブルな書籍等の充実に向けた支援を行います。
- 県立視覚特別支援学校において、点訳、音訳ボランティアと連携しながら、幼児児童生徒が必要とする書籍等の充実に取り組めます。

#### ■数値目標

県立図書館のアクセシブルな書籍の受入数	
令和4年度	令和9年度目標
306タイトル	R5～R9累計1,200タイトル
福岡点字図書館のアクセシブルな書籍等の所蔵数	
令和4年度	令和9年度目標
12,090タイトル	12,900タイトル

## <柱2>公立図書館等の人材育成・体制整備

### 【基本的な考え方】

図書館等の職員が利用者ニーズに沿ったアクセシブルな書籍等を提供するための適切な対応スキルについて実践的な研修を実施するとともに、アクセシブルな書籍等を製作する点訳者や音訳者の養成に努めます。

### (取組内容)

#### (1) 視覚障がいのある人等の読書に関わる人の実践的な研修の実施

- 県立図書館において、各利用者の事情に合わせた読書バリアフリーサービスを提供するため、福岡県公共図書館等協議会、福岡県点字および録音図書連絡協議会等と連携し、読書バリアフリーサービスの情報共有を図るとともに、公立図書館、学校図書館、点字図書館の職員、ボランティア等を対象に実践的な研修を実施します。
- 県立図書館において、図書館、学校、医療福祉施設向けに、読書支援機器の操作等について各施設職員が実践的に研修できる機会を提供します。
- 公立小中学校において、司書教諭や学級担任、通級による指導を担当する教員、特別支援教育コーディネーター、学校司書等の教職員間連携、地域のボランティアなどの協力者との連携を図った学校図書館の活用を促します。
- 県立特別支援学校において、司書教諭や司書補、学級担任、特別支援教育コーディネーター等の教職員間の連携、地域のボランティア等との連携を図り、学校図書館の活用を支援します。

#### (2) アクセシブルな書籍等を製作する点訳者や音訳者の養成

- 県立図書館において、音訳等ボランティアの養成、スキルアップのための講座等を継続して実施し、録音図書等の製作支援に努めます。
- 福岡点字図書館において、点訳・音訳ボランティアを養成し、アクセシブルな書籍の継続的な製作を支援します。
- 点訳・音訳の意義やボランティア活動の楽しさ・やりがいについて広く県民に紹介することなどにより、興味や関心を持つきっかけとなるよう取り組みます。

### ■数値目標

点訳・音訳ボランティアの年間養成者数	
令和4年度	令和9年度目標
14人	R5～R9 累計100人
図書館職員等を対象とした読書バリアフリー関連講座や研修会の受講者数	
令和4年度	令和9年度目標
268人	R5～R9 累計1,500人

## <柱3>利用しやすい施設・設備（機器）、サービスの充実

### 【基本的な考え方】

手すりやスロープの設置など施設のバリアフリー化、タブレットや電子拡大読書器などの読書支援機器の整備、インターネット等を利用した貸出申込などの手続きなどの利便性向上等、利用しやすい施設・設備、サービスの充実を目指します。

### （取組内容）

#### （1）利用しやすい施設・設備の整備

- 各図書館施設の段差解消、利用者に配慮したトイレやエレベーターの設置をはじめ、点字ブロックや音声案内等を利用したスムーズな誘導、CUD（カラーユニバーサルデザイン）※21 への配慮及び点字やピクトグラム※22 を使用した分かりやすい表示、タブレットや電子拡大読書器等の読書支援機器の整備に引き続き取り組みます。
- 県立視覚特別支援学校においては、対面朗読室や拡大読書器、音声読書器等の整備について継続して取り組みます。
- 福岡点字図書館に対し、運営費の補助を行うほか、利用ニーズに応じた施設機能の充実に努めます。
- 市町村における日常生活用具給付等事業について、国と県による市町村への費用の一部負担を継続します。

#### （2）読書バリアフリーサービスの充実

- 公立図書館等の窓口で読書バリアフリーサービスを紹介するリーフレットを配布するなど、情報提供体制の充実を図ります。
- 公立図書館、学校図書館、点字図書館等において、アクセシブルな電子書籍等を利用するための読書支援機器の利用方法や入手方法について案内します。
- 県立図書館において、オーディオブック等のアクセシブルな電子書籍の利用登録について、オンラインで行える体制を整えるとともに、録音図書貸出等の進め方について、県内各公立図書館向けに情報を提供します。
- 学校図書館において、読書支援機器が利用できる公立図書館等の施設について案内します。

### ■数値目標

県立図書館のアクセシブルな書籍等を利用するための端末機器の延べ利用回数	
令和4年度	令和9年度目標
21回	R5～R9 累計200回

※21 ピクトグラム／視覚記号の一つ。絵文字、絵単語、図記号の総称で、特定の言語を使わない・分からない場合でも、誰にでも情報を伝えられるように簡略化されたデザインのこと。

※22 CUD（カラーユニバーサルデザイン）／人間の色覚の多様性に配慮し、より多くの人に利用しやすい配色を行った製品や施設・建築物、環境、サービス、情報を提供するという考え方。

## <柱4>図書館サービスに係る情報発信

### 【基本的な考え方】

潜在的利用ニーズを掘り起こすために、障がいの有無にかかわらず楽しめるイベントの実施や、アクセシブルな書籍等と読書支援機器に実際に触れる体験会を開催するとともに、公立図書館、点字図書館、サピエ図書館等が視覚障がいのある人等に提供しているサービスについて、その内容や利用方法等が十分に周知されるよう、あらゆる手段を用いて広報します。

### (取組内容)

#### (1) 障がいの有無にかかわらず楽しめるイベントや体験会等の実施

- 公立図書館等においてバリアフリー図書読書体験会を実施し、視覚障がいのある人等の当事者をはじめ、その家族等の支援者や行政、教育関係者に公立図書館、点字図書館、サピエ図書館等が視覚障がいのある人等に提供しているサービスの周知を図るとともに、利用体験の機会を提供します。
- 公立図書館等のイベント等で活用してもらえるような、障がいの有無にかかわらず楽しめるボードゲーム類の貸出や、布の絵本などを使ったお話し会の実施などのイベントの実施や支援をします。

#### (2) 読書バリアフリーサービスの内容や利用方法等の広報

- 障がいの有無にかかわらず、利用しやすい県立図書館ホームページの構築に努めます。
- 公立小中学校、高等学校及び特別支援学校において、学校図書館をはじめ公立図書館や点字図書館の利用方法について周知します。
- 公立図書館や点字図書館、サピエ図書館及び国立国会図書館で実施されているサービスについて、その内容を周知します。
- 県立図書館においては、医療機関や福祉施設等を通じた情報発信方法について検討し、読書支援サービスの周知に取り組みます。
- 県立学校の司書教諭の研修会において、公立図書館、点字図書館、サピエ図書館及び国立国会図書館で実施されているサービスや利用方法を周知します。
- 県立特別支援学校において、学校図書館をはじめ公立図書館等の利用方法等に関する指導に継続して取り組みます。
- 視覚障がいのある人等がサピエ図書館を利用することができるよう、サピエ図書館の概要や個人登録に関する情報を関係団体と連携して周知します。
- 視覚障がいのある人等が必要とする関係情報や社会・経済情報等について、点字版を製作し、視覚障がいのある人等や関係機関へ配布します。

■数値目標

読書バリアフリー図書（機器）体験会参加団体数（行政、図書館、福祉関連等）	
令和４年度	令和９年度目標
１４団体	３０団体
県立図書館のアクセシブルな書籍等の年間利用数	
令和４年度	令和９年度目標
４７，５９４冊	５０，０００冊
福岡点字図書館のアクセシブルな書籍等の年間貸出利用数	
令和４年度	令和９年度目標
９４，９１８タイトル	１０６，０００タイトル